

日本建築学会大会（北海道）ランチ懇談会の報告

今年も建築学会大会会場においてランチ懇談会を開催し、昼食をとりながら意見交換、懇親を通して建築基本法のあり方を語り合った。

日時：2004 年 8 月 31 日（火）11:45～13:00

場所：北海道大学 工学部 A-102 号室

参加者数：20 名

神田： 今年夏に、バンクーバーで開催された第 13 回世界地震工学会議(WCEE)に参加した。地震防災に対する研究は進み、専門家はよく理解しているが、社会の認識はまだ低いと認識した。スイス連邦工科大学の Bachman 名誉教授の「専門家がもっとポリティカルアクションを取れ」という発言が印象に残った。地震により建物が壊れるということは専門家の責任が大きく、そういった問題を法ですべてを解決できるわけではないが、少なくとも法が足かせになってはいけない、という主旨であり、バンクーバーではわれわれのやっていることに対して意を強くした。また、岩波の月刊誌「科学」9月号で、「建築と法律」の特集を組んでもらった。そちらも合わせて参照願いたい。

小川： 参議院議員をしていて建築には全くの門外漢である。建築の専門家が少ないこと、専門家と国土交通省の立法府のメンバーとの間に認識の差があることから、建築基本法制定までには厳しい道のりがある。その中でできることがあればお手伝いをしていきたい。

秋山： いままでは技術者の中で切磋琢磨していればよかったが、今は、技術者集団が理念を明らかにして発言していかなければならない時代。環境問題然り、法律の問題然り。門外漢がお互いに参加していける雰囲気をお互いが作っていくべき。建築基本法制定準備会と、学会の研究懇談会は多少違うところがあるが、両方をうまく使い分けてよい成果を挙げたい。

洪： この会に参加していると、法律や社会のことなどの知識を得られて役に立つ。日頃一般の方からは、研究者・学者からもっと発言してほしいという意見を聞くが、専門家はあまり発言しない。法体系のことについても、まだ具体的な話はできないが、重要であると認識しているので、この会で勉強していずれ成果に

つながる話を組み立てていきたいと考えている

和田： 技術的にこれが最適である、というものを実現する際に法律が足かせとなるというのはもってのほかである。法律の中にあれほど細かいことを規定すると、将来の学問の発展にも妨げになるのではないかと危惧している。

高山： 学会の編集委員をしている。今年1月の「建築雑誌」で、法律の特集を組んだ。学会として何ができるかを考えた時、専門家集団として十分発言できているかという点が疑問に思われる。一般市民に対して研究者として発言・啓蒙活動を行う場、アピールを行う場として、学会があるべきではないだろうか。

金田： 構造設計者として、世の中の構造設計者は、一番関わっていながらもおとなしいのが問題であると思う。何かをしなくてはと思いつつ、自分が何をすべきかわからず模索中という状況。この会から今後につなげていきたい。学会の役割として、朱鷺メッセの事故など、どのように取り上げるのか注目している。まだ解明されていない問題がある場合、当事者から依頼があれば、調査委員会などを立ち上げて再調査などを行うことができるのだろうか。どのような取り扱いをしたら良いか、学会としての方針があると良いのではないだろうか。

宮本： この会は、技術のことだけでなく、日常的に馴染みの薄い法律や政治の問題について改めて考えるきっかけとして、いい会であると思う。

安部： JSCA では、総プロの社会機構をやっていて「社会システム」について議論を行っている。次にどうするか、というよりもっと先に将来的にどうするか、といった視点でやると論じやすいと考えている。また設計者・実務者はオーナーの方は向いているが、一般ユーザーを見ていない。大きな建物は構造設計がきちんとされているが、木造などはそうではない。JSCA ではリタイアされた方などにどのように関わっていけるかを考えていて、細かな木造の仕様など見過ごされがちなことや、居住者として建築を使う人の立場に立った発言など、現状では抜けている部分を補う活動を進めてもらいたいと思う。そのあたりに考える余地があると思っている。

鶴飼： 建築の分野ではいろいろな事故がある。また

RCで200mの高さの共同住宅など、経済原則の中で、自分たちの技術をひけらかすためや、売れるかどうかで作っている。許認可も比較的安易に出しているが、防災上も、本当にそれがあるべき姿なのか。他の企業が作ったらそれを追いかける形の企業論理優先で、倫理観が欠如している。責任の所在はどこにあるのか。事故が起きたときに「想定外」という言葉で逃げて良いのか。

棚橋： 京都で寺社建築や景観の仕事をしているが、京都のまちが変わって行って、景観を見てがっかりしている人がたくさんいる。都市の環境デザインを扱っているがその中でいろいろな問題が見えてきているところである。憲法に位置づけられた最も基本の権利である住の安全と、景観、街づくりの問題をどうやって総合的に考えていくかという所で、基本法が位置づけられたら。行政の役割、技術者の役割がこの中でいかに纏められるかを考えながら参加して、これから専門家として発言していきたい。

伊香賀： 設備系からの数少ない参加者である。設備に関してはシックハウス法くらいで、構造ほど法整備に関与していないのが参加意識の低下につながっている気がする。一方で、シックハウス法も対症療法的で設備関連分野には未整理の問題点が数多く存在する。これらを放っておくと、設計を縛るだけの細かな基準類が増えていってまずいことになるのではと心配している。なお、幹事会でニューズレター第2号を担当している。

黒木： 意匠設計からの参加も多くないが、いま計画論と法律の関係の部分は、大きな変化が起これなくてはいけない時期にある。実務の実感として、法律は細かくなりすぎている。たとえば最近既存不適格のルートが変わったが、その政令が出るのに法改正から一年かかり、その間仕事が止まる。純粹に手続き規定である既存不適格の政令に一年かかるようでは、法律として既に壊れているのではないかと。シックハウスも、当時はトレンドイだったが、細かく規定しながら実際内容は雑だったというのが見えてきつつあるように思う。法が壊れつつあるなら、その方向を示す役割を学会が担えれば、良い動きにつながるのでは。

高橋： 博士論文で荷重の成り立ちについて考えた。お上が基準を決めて皆がそれを守る、という形ではなく、荷重のデータを学会が発信して、行政と設計者とユーザーという3者の論理の調和点を模索する、そし

てそこに一般の人の意見をどう取り入れるか、ということについて思案した。この会に参加したのは、一般の市民向けの発言の機会を持っていたいから。以前に「総プロ」のときも、今後の基準法施行令ではあまり細かい基準は法律に書かないという姿勢であったのに、現実にはそうならず、力のなさを感じた。この会のような機会を使って、望ましい姿を目指していきたい。

五十嵐： 不動産業の人間と建築の人間で、建物に対する考え方が異なる。しかしユーザーは耐震性の話にしても不動産の人からしか話を聞かず、それを鵜呑みにしてそこから誤解を生じさせていたりするのを聞くと、共通認識の必要性、専門家の説明責任の重大さを痛感する。法律についても、第一種低層住専と第二種低層住専を分ける必要があるのかなど、疑問に思うところが多く、1から見直すことには賛成である。

田嶋： コンピュータを用いて作業を行っているが、性能設計でやり易くなると思っていた設計法がどんどん細分化し、データの取り方などわかりにくくなっている。もっと学会がデータを作り、許容範囲を示す、などのことができないか。構造設計者は事故が起きた時に重い責任を持つにも関わらず、立場としては弱い。学会なり JSCA なりで、もっと責任をとる形で施主の前に出て行けないか。また、商業地域では住宅に日照がなくても成り立ってしまうということが起こっている。こういった基本的な問題、矛盾を変えられないかと考えている。

森田： 自分の周りを見回したときに、「建築は個人の所有物であると同時に社会の資産である」という認識のもとに建てられているのか、疑問を感じる建物が数多くある。基本法の導入によってこの認識が広がって欲しい。

岩橋： この後の研究協議会で「人生いろいろ、学会もいろいろ」という話をする予定。

水津： リフォームの番組など、イメージ・デザイン優先だが、世の中はそういう方に向いている。実態を良くするために法律が動くべき。設計者の生き甲斐を取り戻して欲しい。

岡村： 神田研究室修士一年で、幹事会等で記録係を担当している。 以上（文責：岡村祥子）

建築基本法制定準備会事務局

FAX：03-3289-0352 e-mail：member@kihonho.jp

Website：http://www.kihonho.jp